

みよし市育エールカンパニー認定事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て支援に関する取組を積極的に行っている事業所を「みよし市育エールカンパニー」（以下「育エールカンパニー」という。）として認定することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業 営利企業、公益法人、特定非営利活動法人、個人商店等をいう。
- (2) 事業所 企業の本店、支店、営業所等、対外的に独立して事業活動を営んでいるものをいう。

(目的)

第3条 人口減少や少子高齢化、女性の社会進出等による家族形態の変化、地域コミュニティ意識の希薄化が進み、地域ぐるみの子育ての低下が懸念されている中、家庭だけでなく、地域や企業、行政など広く社会全体で子どもを育てていく子育て支援が必要であるため、企業による子育て支援への取組意欲を高め、その取組内容を広く紹介することにより、社会全体で子育てしやすいまちづくりを進めることを目的とする。

(対象事業所)

第4条 育エールカンパニーの認定の対象となる事業所は、次の各号の要件に該当するものとする。

- (1) 企業の事業所のうち、所在地がみよし市内にあるもの。
 - (2) 別表に定める認定基準を満たすこと。
- 2 前項の規定に関わらず、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める企業の事業所を認定の対象としないことができる。
- (1) 事業の趣旨を著しく逸脱するような社会的不正行為を行った企業
 - (2) 虚偽の申告その他不正な手段により認定を受けようとした企業
 - (3) みよし市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている企業又は同第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する企業
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営む企業
 - (5) 市税等を滞納している企業
 - (6) その他市長が適当でないと認める企業

(募集及び申請)

第5条 育エールカンパニーの認定を希望する事業所の代表者は、みよし市育エールカンパニー認定申請書（様式第1号。以下「認定申請書」という。）を市長に提出するものとする。

2 前項の認定申請書には、記載内容に関する説明資料、写真、図面等（以下「説明資料等」という。）を書面又は電磁的記録によって添付することができる。

（認定及び認定証の交付）

第6条 市長は、前条の認定申請書の提出があったときは、認定申請書及び説明資料等を審査し、別表の認定基準を満たすと認めるときは、みよし市育エールカンパニー認定証（以下「認定証」という。）を交付し、認定基準を満たさないと認めるときは、みよし市育エールカンパニー認定事業所不認定決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（変更・廃止の届出）

第7条 育エールカンパニー認定事業所は、次の各号に掲げる場合には、みよし市育エールカンパニー認定事業所申請事項（変更・廃止）届出書（様式第3号）を市長に届け出なければならない。

- (1) 企業又は事業所の名称を変更したとき
- (2) 企業又は事業所の住所を変更したとき
- (3) 認定申請書に記載した子育て支援に関する取組内容、実施状況に変更があったとき
- (4) 合併又は解散、事業の休止又は廃止等事業活動の存続に関する事項があったとき

（認定の取消し）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定の取消しを行うことができる。

- (1) この事業の趣旨を著しく逸脱するような社会的不正行為を行ったと認められるとき又は第5条の申請をしたときに第4条第2項第1号に該当していたことが判明したとき
- (2) 虚偽の申告その他不正な手段により認定を受けたとき
- (3) 第4条第1項の要件を満たさなくなったとき
- (4) 第4条第2項第3号、第4号及び第5号に該当することとなったとき又は第5条の申請をしたときに第4条第2項第3号、第4号及び第5号に該当していたことが判明したとき
- (5) 第9条第1項及び第2項の実績報告がされなかったとき

2 認定の取消しを受けた育エールカンパニー認定事業所は、交付された認定証を速やかに返却しなければならない。

（実績報告）

第9条 育エールカンパニー認定事業所は、毎年度、その取組状況を市長に報告しなければならない。

2 報告は、年度末までにみよし市育エールカンパニー認定事業所取組状況報告書（様式第4号）を提出することにより行う。

（広報）

第10条 市は、育エールカンパニーとして認定を受けた事業所の子育てにやさしい取組事例について、市のホームページ等により普及活動に努めるものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。